

資料編

【資料1】

道立高等学校等における通級による指導に係る基本的な考え方

(平成29年12月12日教育長決定)

1 趣旨

この基本的な考え方は、道立高等学校及び道立中等教育学校の後期課程（以下「道立高等学校等」という。）において、校長の判断により通級による指導を行う場合の取扱い等に関して必要な事項を定める。

2 対象生徒

対象生徒は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい又はその他障がいのある生徒のうち、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導。以下「自立活動に相当する指導」という。）が必要であると校長が認定した者とする。

3 指導内容

特別の教育課程を編成し、実施する指導は、自立活動に相当する指導とし、特に必要があるときは、障がいの状況に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。

4 指導形態

通級による指導の形態は、原則として次の(1)とするが、対象生徒や地域・学校の状況等を踏まえ(2)、(3)の形態についても検討する。

- (1) 自校通級（対象生徒が在学する学校において指導を受ける）
- (2) 他校通級（他の学校に週に何単位時間か定期的に通級するなどし、指導を受ける）
- (3) 巡回指導（通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、指導を行う）

5 実施までのプロセス

対象生徒や学校の状況を踏まえ、原則として、次のとおりとする。

- (1) 1学年前期（4月～9月）
 - ・校内委員会が中心となり、中学校からの個別の教育支援計画による引継ぎ等も踏まえ、本人及び保護者の同意を得て、対象となる可能性がある生徒の状況を把握するとともに、自立活動に相当する指導の必要性について検討。
 - ・校内委員会において、自立活動に相当する指導の内容を検討。
- (2) 1学年後期（10月～3月）
 - ・放課後等を活用して、当該生徒の実態に応じた自立活動に相当する指導を試行。
 - ・試行の状況を踏まえ、校内委員会において自立活動に相当する指導の必要性、指導内容について検討。
 - ・各教育局に設置している専門家チームや特別支援学校等からの助言を踏まえ、校内委員会での検討を経て、校長が対象生徒を決定し、特別の教育課程を編成。
- (3) 2～3学年
 - ・自立活動に相当する指導を実施。

(4) 通級による指導を終了する場合

- ・障がいによる学習上又は生活上の困難が改善・克服されたことにより、通級による指導を終了する場合の判定手続きについても、上記(1)、(2)のプロセスによること。

6 教育課程

特別の教育課程を編成する場合、次のとおりとする。

- (1) 校長は、特別の教育課程を編成する場合は、対象生徒の教育課程に自立活動に相当する指導を加え、又はその一部に替えることができる。

ただし、自立活動に相当する指導を、高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号）に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」並びに特別活動に替えることはできない。

- (2) 校長は、特別の教育課程を編成した場合、教育長に届け出る。

- (3) 週当たりの授業時数は、対象生徒の障がいの状態を十分に考慮して負担過重にならないように配慮する。

7 担当する教員

高等学校教諭免許状を有するとともに、原則として、特別支援教育に関する知識を有し、自立活動に相当する指導に専門性や経験を有する者とする。

8 単位認定

- (1) 通級による指導において修得した単位数は、年間 7 単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- (2) 校長は、対象生徒が他校通級で受けた授業を、自校における授業と見なすことができる。

9 その他

- (1) 校長は、学校全体の特別支援教育推進体制を整備する。

- (2) 校長は、特別支援教育に係る教職員の専門性を高めるため、教職員に対し道立特別支援教育センターにおける専門研修等を積極的に受講するよう奨励する。

- (3) 北海道教育委員会は、教職員の専門性を高めるための研修の充実や中学校・関係機関等との連携の場の設定など、道立高等学校等への支援体制の強化に努める。

【資料2】

19文科初第125号

平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
銭谷真美

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらを利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用にあたっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

(別紙参考資料 略 全文：http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm)

【資料3】

25文科初第756号
平成25年10月4日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長
前川喜平

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24年7月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25年9月1日付け25文科初第655号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け14文科初第291号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は，ア～オについては2（2）と同様であり，また，カ及びキについては，その障害の状態によっては，医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には，以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として，適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては，障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査，専門医による診断等に基づき教育学，医学，心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際，通級による指導の特質に鑑み，個々の児童生徒について，通常の学級での適応性，通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあつては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十

分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的に実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

【資料4】

28文科初第1038号

平成28年12月9日

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

各都道府県知事

高等学校及び中等教育学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

附属高等学校を置く各国立大学法人学長 殿

附属中等教育学校を置く各国立大学法人学長

附属特別支援学校高等部を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

このたび、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第34号）【別添1】及び「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）【別添2】が、平成28年12月9日に公布され、平成30年4月1日から施行することとされました。

改正の趣旨、概要及び留意事項については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては、指定都市を除く域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知されるよう願います。

記

I 改正の趣旨

今回の制度改正は、平成28年3月の高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」（平成28年3月高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）（以下「協力者会議報告」という。）を踏まえ、現在、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている、いわゆる「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるようにするものである。

具体的には、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができることとするとともに、その場合には、障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部（必履修教科・科目等を除く。）に替えることができることとし、また、障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができることとする。

あわせて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難を

改善し、又は克服することを目的とする指導として行うものであるとの趣旨を明確化するため、改正を行うものである。

II 改正の概要

第1 高等学校における通級による指導の制度化

1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）の一部改正

(1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、規則第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができること。（規則第140条関係）

(2) 規則第140条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が、当該高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該高等学校又は中等教育学校の後期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができること。（いわゆる「他校通級」）（規則第141条関係）

2 学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号。以下「告示」という。）の一部改正

(1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、上記1の(1)に該当する生徒に対し、規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

ただし、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第1章第3款の1に規定する必修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第4款の4、5及び6並びに同章第7款の5の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。（本文関係）

(2) 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。（3関係）

第2 障害に応じた特別の指導の内容の趣旨の明確化

1 告示の一部改正

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

（1関係）

III 留意事項

第1 高等学校における通級による指導の制度化関係

1 単位認定・学習評価等について

(1) 改正後の規則第140条の規定により特別の教育課程を編成し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）を行う場合には、特別支援学校高等部学習指導要領を参考として実施すること。

また、現在、高等学校学習指導要領の改訂について中央教育審議会で審議がなされているが、

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて（報告）」（平成28年8月26日教育課程部会）別紙6における記述をふまえ、高等学校学習指導要領の改訂（平成29年度末を予定）等においては、以下について記述を盛り込む予定であるため、この方向性を踏まえて対応いただきたいこと。

- ・高等学校における通級による指導の単位認定の在り方については、生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位を修得したことを認定しなければならないものとする。
- ・生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定とすることを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とすること。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とすること。

(2) 通級による指導を受ける生徒に係る週当たりの授業時数については、当該生徒の障害の状態等を十分考慮し、負担過多とならないよう配慮すること。

(3) 指導要録の記載に関しては、指導要録の様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載すること。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載すること。

2 実施形態について

(1) 通級による指導の実施形態としては、①生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、②他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、③通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられる。実施に当たっては、対象となる生徒の人数と指導の教育的効果との関係性、生徒や保護者にとっての心理的な抵抗感・通学の負担・学校との相談の利便性、通級による指導の担当教員と通常の授業の担任教員との連絡調整の利便性等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な形態を選択すること。

(2) 他校通級の場合の取扱いについては、通級による指導を受ける生徒が在学する学校の設置者が適切に定め、当該定めに従って実施すること。

(3) 他校通級の生徒を受け入れる学校にあつては、当該生徒を自校の生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該生徒の氏名、在学している学校名、通級による指導を実施した授業時数及び指導期間、指導の内容等を記載し、適正に管理すること。また、当該生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。

さらに、当該生徒が在学する学校において単位の認定を行うに当たっては、当該記録の内容や通級による指導の担当教員から得た情報、通常の学級における当該生徒の変化等を総合的に勘案し、個別に設定された目標の達成状況について評価すること。

(4) 他の設置者が設置する学校において他校通級を行う場合には、生徒が在学する学校の設置者は、当該生徒の教育について、あらかじめ他校通級を受け入れる学校の設置者と十分に協議を行うこと。

3 担当する教員について

- (1) 通級による指導を担当する教員は、高等学校教諭免許状を有する者である必要があり、加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが必要であるが、特定の教科の免許状を保有している必要はないこと。ただし、各教科の内容を取り扱いながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教員も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいこと。
- (2) 通級による指導の実施に当たっては、その担当教員が、特別支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、生徒の在籍学級（他校通級の場合にあっては、在籍している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- (3) 教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、任命権を有する教育委員会が、兼務発令や非常勤講師の任命等により、当該教員の身分の取扱いを明確にすること。
- (4) 通級による指導の担当教員の専門性向上のため、既に多くの教育委員会において実施されている高等学校段階の特別支援教育推進のための研修について、高等学校における通級による指導の制度化を踏まえた研修対象者の拡充や研修内容の充実に努めること。また、高等学校と特別支援学校の間で教員の人事交流を計画的に進めるなどの取組も有効であること。

4 実施に当たっての手続き等について

- (1) 通級による指導の対象となる生徒の判断手続等については、協力者会議報告に示された、①学校説明会における説明、②生徒に関する情報の収集・行動場面の観察、③生徒と保護者に対するガイダンス、④校内委員会等における検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒や保護者との合意形成といったプロセス等を参考として、各学校や地域の実態を踏まえて実施すること。
- (2) 通級による指導の実施に当たっては、教育支援委員会等の意見も参考に、個々の障害の状態及び教育的ニーズ等に応じて適切に行うこと。また、生徒の障害の状態及び教育的ニーズ等の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮すること。なお、通級による指導の対象とすることが適当な生徒の判断に当たっての留意事項等については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付文部科学省初等中等教育局長通知）【別添3】を参照されたい。

5 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・引継ぎ等について

- (1) 対象生徒に対する支援内容に係る中学校からの引継ぎや情報提供のための仕組み作りが必要であることから、市区町村教育委員会においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、都道府県教育委員会とも連携しながら、通級による指導の対象となる生徒の中学校等在籍時における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成や引継ぎを促進するなどの体制の構築に努めること。なお、学習指導要領の改訂についての中央教育審議会における審議においては、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成する方向で議論されていることを踏まえること。
- (2) 高等学校においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を就職先・進学先に引き継ぎ、支援の継続性の確保に努めること。

6 その他

- (1) 高等学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置をはじめ、学校全体として特別支援教育を推進するための校内体制の一層の整備に努めること。また、通級による

指導を受ける生徒の心理的な抵抗感を可能な限り払拭するよう、生徒一人一人が多様な教育的ニーズを有していることをお互いに理解し、個々の取組を認め合えるような学校・学級経営に努めること。

- (2) 通級による指導を行うに当たっては、中学校等との連携を図ることが重要であり、通級による指導を受ける生徒の卒業した中学校等や近隣の中学校等との間で、通級による指導をはじめとした特別支援教育に関する情報交換や研修会の機会を設けることも有効であること。
- (3) 都道府県教育委員会（市区町村立の高等学校がある地域においては、当該市区町村の教育委員会を含む。）においては、専門家チームや教育支援委員会による助言、巡回相談の実施、障害者就業・生活支援センター、NPO等の関係機関とのネットワークの活用、学校教育法第74条に基づく特別支援学校のセンター的機能の強化等により、高等学校への支援体制の強化に努めること。
- (4) 通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要となること。すなわち、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めること。

第2 告示1ただし書きの改正の趣旨について

改正前のただし書きは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であることを明示する趣旨であるが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう、規定を改め、その趣旨を明確化したものである。

したがって、当該改正部分は、高等学校のみならず、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程においても十分に留意することが必要であり、各設置者においては、各学校が通級による指導を教科等の内容を取扱いながら指導を行う場合にも、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行われるよう周知及び指導を徹底すること。

渡島地区高等学校定時制教育研究会

通級による指導の充実



平成30年11月20日

北海道 高等学校 教諭

本日の研修のねらい



「通級による指導に係る基本的な考え方」について再確認するとともに、実施校における指導の実際について理解することで、各学校における通級による指導の理解促進を図る。

- 1 通級による指導に係る基本的な考え方
- 2 自立活動の実際
- 3 通級による指導の実際
- 4 まとめ



1. 通級による指導に係る基本的な考え方

趣旨

この基本的な考え方は、道立高等学校及び道立中等教育学校の後期課程において、校長の判断により通級による指導を行う場合の取扱い等に関して必要な事項を定める。

対象生徒

言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい又はその他障がいのある生徒のうち、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導が必要であると校長が認定した者とする。

指導内容

特別の教育課程を編成し、実施する指導は、**自立活動**に相当する指導とし、特に必要があるときは、障がいの状況に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。

指導形態

北海道においては、高等学校等が広域に分散している本道の地域特性を踏まえ、対象生徒が在籍する学校において指導を受ける「**自校通級**」を原則とするが、対象生徒や地域・学校の状況等を踏まえ、「**他校通級**」※1や「**巡回指導**」※2も検討する。

※1 他校通級（他の学校に週に何単位時間か定期的に通級するなどして、指導を受ける）

※2 巡回指導（通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、指導を行う）

授業時数

週当たりの授業時数は、対象生徒の障がいの状態を十分に考慮して負担過重にならないように配慮することができます。

単位認定

障がいに応じた特別の指導に係る修得単位数は、**年間7単位を超えない範囲**で卒業（全課程の終了）に必要な単位数に加えることができます。

実施までのプロセス

1 学年前期 (4月～9月)	<ul style="list-style-type: none">・校内委員会が中心となり、本人及び保護者の同意を得て、対象となる可能性がある生徒の状況を把握するとともに、自立活動※3の必要性について検討。・本人及び保護者の希望を踏まえ、校内委員会において、自立活動の内容を検討。
1 学年後期 (10月～3月)	<ul style="list-style-type: none">・放課後等を活用して、当該生徒の実態に応じた自立活動を試行。・試行の状況を踏まえ、校内委員会において自立活動の必要性、指導内容について検討。・校内委員会での検討や特別支援学校の教員等からの意見を踏まえ、校長が対象生徒を決定し、特別の教育課程を編成。
2～3(4)学年	<ul style="list-style-type: none">・自立活動を実施。

※3 特別支援学校学習指導要領（平成29年4月公示）の「自立活動」で示されている項目から、生徒の状態や発達 の程度等に応じて必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定します。

2. 自立活動の実際

障がいによる
学習上又は生活上の困難の改善・克服を
目的とした指導

1 健康の保持

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること

発達障がいなど、多様な障がいの種類や状態等に応じた指導を充実するため

4 環境の把握

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するため

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と 状況に応じた行動に関すること

把握したことを踏まえて、的確な判断や行動ができるようにするため

身体障がい

障がいによる	学習上又は生活上の困難を	克服・改善を目的とした指導
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行中の白杖の操作技術が未熟 ・周囲の環境の知識理解が不十分 ・聴覚を活用した環境把握が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行中の安定した白杖の操作 ・屋外の様々な音を聞き分ける ・歩いた経路を言葉で表現する
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすからトイレやベッドへの移乗が不安定 ・1人で排泄できない ・肩や背中筋の緊張 	<ul style="list-style-type: none"> ・ズボンに洗濯ばさみを取り付け、自分で操作し、着脱する ・便座の手すりにつかまり、座ったり立ったりを繰り返し練習する ・校内の色々な形状の手すりを使って立ち上がったり、車いすに座ったりする

発達障がい

学習上又は生活上の困難を	障がいによる	克服・改善を目的とした指導
<ul style="list-style-type: none"> ・特に英語科の授業において、やる気のない態度を取る。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漢字の訓読みはできるが、音読みが困難 ・耳で聞いて分かる英単語でも読み書きできないことが著しく多い。 	学習障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・PC等を使用して読み書きの代替手段を獲得し、それを他者に説明させる。 ・読解に関する情報処理過程を理解し、工夫により困難を乗り越えられることに気づかせる。 ・適切な方法で読み書き困難は克服できることを理解し、挑戦する気持ちを持たせる。

発達障がい

学習上又は生活上の困難を	障がいによる	克服・改善を目的とした指導
<ul style="list-style-type: none"> ・空気の読めない発言が多く、クラスメイトとトラブルを起こすことが多い。 ・パニックになり、教室から飛び出すことが多い。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立って物事を考えられない。 ・顔の表情から相手の気持ちを想像できない。 ・予告なく指されるとパニック。 ・いつもと違う日課で、次に何が起るかわからずにパニック。 	自閉スペクトラム症	<ul style="list-style-type: none"> ・相手が不快に感じる言葉を学習させる。 ・表情と感情の言葉を一致させる学習をさせる。 ・自分の特性を理解し、周囲の様子をよく見るようにさせる。 ・日課表を掲示する。 ・規則性のある指名をする。 ・日課や事前通告が安心に繋がることを理解させ、周囲に配慮をお願いしたり、予定表を作ったりする。

3.通級による指導の実際

- ① 校内体制
- ② 通級による指導対象者の選定と保護者への説明
- ③ カリキュラム上の位置づけ
- ④ 通級による指導の具体例
- ⑤ 成果と課題

①校内体制

教育支援委員会

教頭、特別支援コーディネーター3名、養護教諭、各学年委員

計8名(6名)

○必要に応じて不定期開催

- ・生徒の情報共有
- ・個別の指導計画の作成【評価は教員全員で】
- ・様々な活動の計画(校内研修、SC、全校面談、Hyper-QU、コミュニケーションスキル学習 など)

評価

教科担任全員で同じ目標について評価する。

各授業における短期目標の評価 2A OO OO

目標	学習内容を再確認し、定着させることができる。		
手立て	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し学んだり、確認したりできるよう小テスト等を実施する。 ・勉強の仕方を指導する。 ・授業のユニバーサルデザイン化を意識する。 ・質問に来たときにはできたことを評価し、今後も継続できるよう伝える。 		
教科	担当	手立て (共通の手立て以外があれば)	評価
現代社会			○現在までの検査結果は赤点を取っておらず、昨年度と比較して、検査に向けた自身の努力がうかがえる。特に、事前に覚えるべきことが特定されている事項について、取り組むことが出来る。一方、特定されない事項についての学習は依然として苦手のようである。
数学Ⅱ			△繰り返し解くことによって、定着力が付いてきた。テストで結果が出るとうよい。
物理基礎			△検査に向けて、語句を覚える、基本公式の計算方法を一部覚えるなどの努力はできた。しかし、それ以上のことはできず。
体育			△なかなか技能が定着しないが、ねばり強く取り組んで少しずつ定着に向かっている。
保健			○検査の点数が昨年度よりも高く、学習内容の定着に向かっているのではないかと考える。

短期目標	目標	場面 (担当)	手立て	評価
生活・行動面	宿題や小テストの情報を自分で管理することができる。	HR(担任)、スキルトレーニング(通級担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳の継続的な使用を指導する。 ・定期的に点検し、使い方について助言する。 	・自主的に手帳を使用する場面が見られ、提出物の期限を守れたり、小テストに向けて計画的に学習を進めることができるようになってきた。
	学習内容を再確認し、定着させることができる。	授業中(教科担任) スキルトレーニング(通級担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し学んだり、確認したりできるよう小テスト等を実施する。 ・勉強の仕方を指導する。 ・授業のユニバーサルデザイン化を意識する。 ・質問に来たときには賞賛し、今後も継続できるよう伝える。 ・授業内容の要点を言葉でまとめさせる。 ・認知特性に適した学習方法を一緒に考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し学習することで学習内容の定着につながる教科があった。定着に時間がかかる教科もあるが、努力を継続できるようになってきている。 ・場面にもよるが、教師に質問し、分からないところを解決することができていた。できる場面を増やしていくことが今後の課題である。
	自分の考え・意見を伝えることができる。	授業中(担任/教科担任) スキルトレーニング(通級担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・伝えられない原因を把握する。 ・キーワードを提示したり、考える時間を与える。 ・個別に言葉掛けをし、一緒に文章を作るようにする。 ・成功体験を増やし、自身を付けさせる。 ・SST等で適切な伝え方を学ばせる。 	・話し合いの場面で自分の意見を伝えることは依然苦手である。しかし、疾に考える時間を少し与えることで、スムーズに発言できる場面があった。反応、発問してから答える時間が長すぎると答えられなくなる場面もあった。

職員研修

○通級による指導の実際及び個別の指導計画の作成・評価に関する研修

通級指導での取組の紹介と、スキルトレーニング受講生徒の個別の指導計画の作成について研修



○認知特性や脳の情報処理方法の理解とそれに応じた指導の工夫について

認知の仕方には様々な特性があり、その違いを理解した授業づくりについて、教科ごとのグループで研修



○共生社会に関する講演会

「心のバリアフリー～私たちにできること」と題し、共生社会について、生徒と一緒に理解を深める。



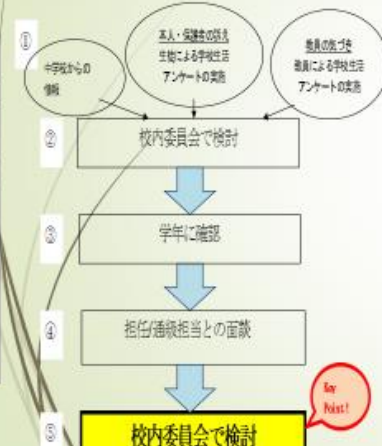
○授業のユニバーサルデザイン化について

外部講師より、授業のユニバーサルデザイン化の重要性に関する講演と、本校教員の実践交流



②通級による指導対象者の選定と保護者への説明

支援が必要となる生徒の選定についての詳細【平成28年度入学生に対する実施例】



④ 生徒と担任・通級担当との面談 (6~7月)

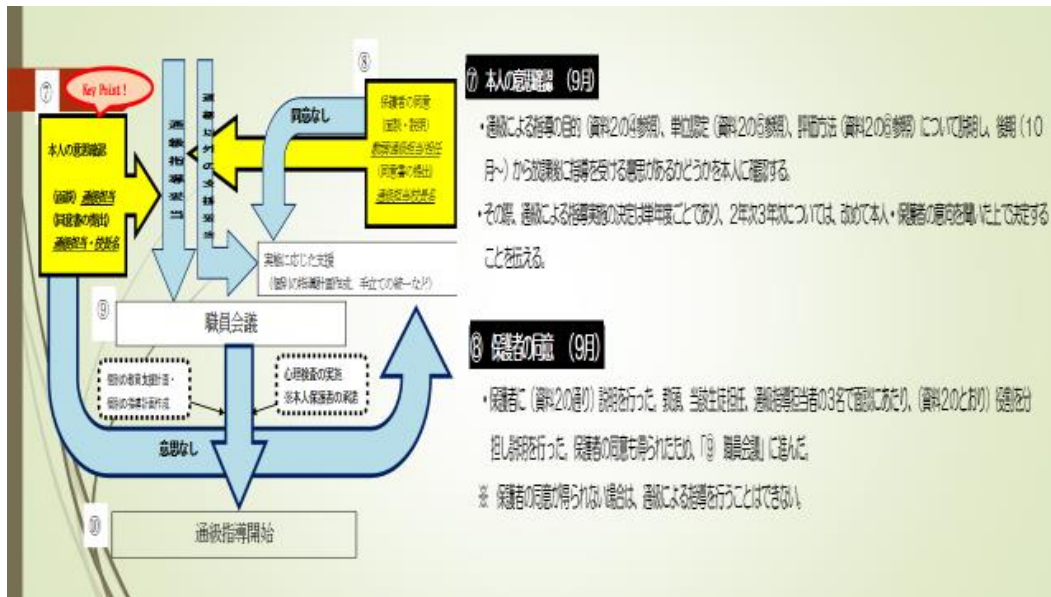
・「②」で確認した生徒と、担任・通級担当との面談が概ね以下のとおり実施した。

ア、生徒自身が選定を希望しているケース；生徒から返答がなかったため、聞き取りを行った。
イ、生徒自身が選定を希望していないが、生徒に「個別の自前」の写形指導（自前あり）返答がなかったため、聞き取りを行った。 両者は返答がなかったケース（自前なし）アポイントと連絡を続けた。

⑤ 校内委員会で検討 ⑥ 学年に確認 (8~9月)

① 学校前着140名で確認されている障がい、いじめへの傾向があること
② 障がいの傾向により、学校生活上の困難が見られること（学年による学校生活アンケート）
③ 本人が困難を抱えていること（生徒による学校生活アンケート）
④ 通級の授業だけでは、困難さの改善・軽減が難しいと考えられること
⑤ 補習等では、困難さの改善・軽減が難しいと考えられること

本校の実施	○ 心療科
以外に考えられること	○ WISC-K-ABCⅡ
	○ パートナーティーチャー
	○ スポートイザン、専攻士
	○ 学年によるアポイント



③ カリキュラム上の位置づけ

平成28年度入学生 1年次

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
国語総合	世界史A	数学I	数学A	化学基礎	生物基礎	体育	保健	音楽I	コミュニケーション英語I	情報の科学	LHR																					
国語総合	世界史A	数学I	自立	化学基礎	生物基礎	体育	保健	音楽I	コミュニケーション英語I	自立	情報の科学	LHR																				

～H27年度に編成～

- 必履修科目が多い中で **生徒のニーズに合わせて最大8単位に柔軟**に対応できる教育課程の編成を目指した。
- ※ 特に必要がある場合、減単が認められている国語総合及びコミュニケーション英語I、必履修科目ではない数学Aに設定。

～実際の指導～

- H28年度後期より放課後週2回、「教育課程に加えて」1単位実施した。

- 最大7単位
- 必履修科目、総合、LHRを替えることはできない

2年次

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
現代文B	古典A	現代社会	数学II	物理基礎	体育	保健	音楽II	C英語II	家庭基礎	地理A	LHR																					
現代文B	古典A	現代社会	数学II	物理基礎	体育	保健	音楽II	C英語II	家庭基礎	地理A	LHR																					

～H28年度に編成～

- 選択科目の並びや放課後にも編成することで、生徒への心理的負担感の軽減を目指した。

～実際の指導～

- H29年度通年で選択科目の並びで「教育課程に替えて」2単位実施した。

3年次

特別支援学校 3年次	現代文B	日本史B	生物	体育	コミュニケーション 英語B	古典B	政治・経済	数学研究	総合	LHR	自立
						音楽B	探究化学	生涯スポーツ			
						食文化	生活と福祉	音楽表現			
	現代文B	日本史B	生物	体育	コミュニケーション 英語B	古典B	政治・経済	数学研究	総合	LHR	自立
						音楽B	探究化学	生涯スポーツ			
						食文化	生活と福祉	音楽表現			

- 授業の並びで設定すると3単位となり、1、2年次単位数よりも増加する。
- 2単位以下の設定が望ましい場合は、放課後の設定となる。

～実際の指導～

- H30年度通年で選択科目の並びで「教育課程に替えて」3単位実施している。

○生徒のニーズに合わせた授業時間の設定をすることができた。

④ 通級による指導の具体例

○WISCの各検査項目間に優位差が見られるため、本人の弱さを補い、強さを活かす指導が必要。

- ・学習内容の定着には時間が掛かるので、繰り返し学べる機会を設定することが有効。
- ・既習知識などの長期記憶に保持された意味記憶やエピソード記憶と関連づけて学習できる環境の設定。
- ・ワーキングメモリーの負担を軽減させる。(指示の工夫、記憶を助けるための視覚的援助など)
- ・プランニング面の弱さ。(計画立案、スケジュール管理などの援助)
- ・時間的プレッシャーへの弱さ。(焦らせたり、慌てさせない配慮)

中心課題は...

認知面のアンバランスさから、各教科での学習内容の理解・定着に困難がある。

目標 授業での学習内容を再確認し、定着させることができる。
テスト日程や範囲、持ち物などを自分で管理することができる。
自分の考え・意見を伝えることができる。

自立活動の関連する項目を選定

心理的な安定

- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

人間関係の形成

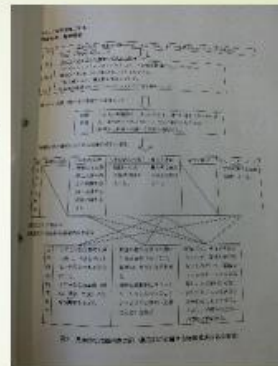
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること

環境の把握

- (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること

コミュニケーション

- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること



特別支援学校学習指導要領解説
自立活動編 P13

各教科の内容を取り扱いながら、学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する。

スキルトレーニングでの指導の実際

○スケジュール管理（HRの指導と連動）

関連項目

心理的な安定

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

環境の把握

(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること



- 授業の持ち物、小テストの日程などを逐一メモ
- 家庭学習の予定と学習した時間を記入

効果

- 提出忘れや小テストの日程を忘れることが減った。
- 計画を立てておくことで、**見通し**が付き、継続的な自宅学習に繋がった。

○英単語学習

関連項目

心理的な安定

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

人間関係の形成

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること

環境の把握

(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること



品名	英単語	カタカナ	ローマ字
りんご	アップル	アップル	Apple
バナナ	バナナ	バナナ	Banana
イチゴ	イチゴ	イチゴ	Strawberry
オレンジ	オレンジ	オレンジ	Orange
レモン	レモン	レモン	Lemon
グレープフルーツ	グレープフルーツ	グレープフルーツ	Grapefruit
パイナップル	パイナップル	パイナップル	Pineapple
マンゴー	マンゴー	マンゴー	Mango
メロン	メロン	メロン	Melon
スイカ	スイカ	スイカ	Watermelon
西瓜	西瓜	西瓜	Watermelon
葡萄	葡萄	葡萄	Grape
ブドウ	ブドウ	ブドウ	Grape
梨	梨	梨	Pear
りんご	りんご	りんご	Apple

- バラバラのアルファベットを順番にタッチしてスペルを学習する。
- 覚えたらチェックシートを使って確認する。
- チェックシートでの確認を繰り返す。

効果

- 音と文字が一致させにくい単語は定着が難しいが、書き取り練習よりもかなり**定着率が良い**。
- 生徒の自信、**学習意欲の向上**に繋がっている。

○多感覚を用いた学習

関連項目

心理的な安定

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

人間関係の形成

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること

環境の把握

(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること



ヨドバシカメラの歌に合わせて
♪りくべつあしよへるほんべつ
ちよう、いへけだうらほとよ
ころちよう♪

- 地名覚え
- 替え歌を作り、繰り返し聞く、歌う。
- 聞きながら場所を押さえる。

効果

- 歌が耳に残った。
- 場所を指で押さえていたため、**聴覚と視覚が繋がって**記憶が長続きた。
- 漢字学習等にも**応用**することができている。

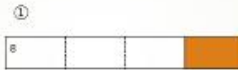
○論理カトレーニング

関連項目

心理的な安定

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること
環境の把握

(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること



- ① 大きい数字に目を付け、オレンジの部分の数字を考える。
- ② 小さい数字に目を付け、決まった数字に気をつけて埋めていく。
- ③ 2つ以上の数字が入った列に目を付け、決まった数字に気をつけて埋めていく。

- 左の国語的内容は得意である。
 - 右の数学的内容は不得意である。
- 文章で取り組み方を補助すると、取り組みやすくなる。



- 論理的思考力の向上→数学、理科などの教科に繋がる。
- 各教科との手立ての統一・連携。

⑤ 成果と課題

成果

- ・対象生徒の成長
- ・教員のスキルアップ
- ・他生徒への影響
- ・「共生社会」の理解

課題

- ・高校通級への理解
- ・対象生徒の自尊感情への配慮
- ・専門性を有する教員の確保、育成
- ・担当者の負担

【資料6】校内研修委員会を中心とした生徒の状況把握チェックシート（例）

生徒の状況把握チェックシート

項目	回答	内容
聞く	1	全体への指示や説明を聞いて理解することが難しい（個別に言われると理解できる）
	2	聞き間違いが多い（「かった」を「たった」と聞き間違えるなど）
	3	聞いた内容を記憶にとどめることが難しい
話す	4	端的に話すことが難しい（的確な言葉を見つけられなかったりする など）
	5	話しているうちに内容がそれることが多い
読む	6	語彙が少なかったり、指示代名詞を使うことが多かったりするなど、話す内容が乏しい
	7	文字の読み間違いが多い（「ね」と「わ」を間違えるなど）
	8	文字は読めても単語や文として読むことが難しい
書く	9	読んで、内容を理解することが難しい
	10	板書を書き写すのに時間がかかることが多い
	11	漢字の偏とつくりが逆になったり、細かい部分を書き間違えたりすることが多い
計算する	12	事実を羅列した文章を書くことが多い
	13	計算するのに時間がかかることが多い
	14	簡単な計算が暗算でできないことが多い
推論する	15	答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くことが難しい
	16	位置や空間関係を理解することが難しい（図や表などで示している内容の理解など）
	17	図形を描くことが難しい
注意集中	18	文章題を解くことが難しい
	19	不注意な間違いをすることが多い
	20	話を最後まで聞くことが難しい
他動性	21	物をなくすことや忘れ物が多い
	22	じっと座っていられずに立ち歩くことが多い
衝動性	23	手足をそわそわ動かしていることが多い
	24	質問を最後まで聞かずに答えてしまうことが多い
	25	順番を待つことが難しい
人とのかわり	26	課題や活動を計画的に行えないことが多い
	27	その場の状況や前後関係、身振りや表情等の言葉以外の非言語的なコミュニケーションを理解することが難しい
	28	その場の状況にふさわしくないことや見たままの事実を言ってしまうことが多い
コミュニケーション	29	友達関係をうまく築けなかったり、集団での活動ができなかったりすることが多い
	30	自分が分からない状況や困っていることを相手に伝えることが難しい
興味の範囲	31	形式的で抑揚のない話し方をすることが多い
	32	興味・関心のある対象が限られ、特定のものへのこだわりが強い
	33	ゲームやスポーツの勝敗に過度にこだわる
	34	予定の変更や環境の変化への対応が難しい

（「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に関する調査」の項目から抜粋）

【資料7】自立活動実施計画（例）

実施計画（2年次、1単位）

回数	月	自立活動の区分						学 習 内 容
		健康の 保持	心理的 な安定	人間関係 の形成	環境の 把握	身体の 動き	コミュニケ ーション	
1	4							オリエンテーション
2			○		○			個別の課題
3	5		○		○			自己理解
4				○			○	コミュニケーションスキル
5				○			○	コミュニケーションスキル
6	6				○			学習方略（タブレット端末の使用）
7					○			学習方略（タブレット端末の使用）
8				○			○	コミュニケーションスキル
9				○			○	コミュニケーションスキル
10	7		○		○			個別の課題
11				○			○	聞くトレーニング
12				○			○	聞くトレーニング
13	8		○		○			個別の課題
14				○			○	聞くトレーニング
15	9				○			学習方略（タブレット端末の使用）
16					○			学習方略（タブレット端末の使用）
17					○			前期を振り返って
18	10				○			後期の目標
19			○		○			自己理解
20				○			○	コミュニケーションスキル
21				○			○	コミュニケーションスキル
22	11			○			○	話すトレーニング
23				○			○	話すトレーニング
24					○			学習方略（タブレット端末の使用）
25				○			学習方略（タブレット端末の使用）	
26	12			○			○	話すトレーニング
27				○			○	話すトレーニング
28			○	○				ストレスマネジメント
29	1		○	○				ストレスマネジメント
30			○	○				ストレスマネジメント
31	2		○	○				ストレスマネジメント
32					○			学習方略（タブレット端末の使用）
33					○			学習方略（タブレット端末の使用）
34	3				○			1年間の振り返り
35				○				次年度への決意

○ 参考資料

- ・ 高等学校学習指導要領（平成30年告示）（H30. 3）
- ・ 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編（H30. 7）
- ・ 特別支援学校高等部学習指導要領（H31. 2）
- ・ 特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）（H31. 2）
- ・ 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（H30. 3）
- ・ 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド（文部科学省）
- ・ 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（R 3. 6 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課）
- ・ 高等学校における「通級による指導」実践事例集（H29. 3 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課）
- ・ 高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（H28. 3. 31 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告）
- ・ 「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A」（H30. 8 文部科学省 編著 海文堂出版）

道立高等学校等における「通級による指導」の手引

平成 31 年（2019 年）3 月 発行
令和 6 年（2024 年）3 月 一部改訂

発行者 北海道教育庁学校教育局高校教育課
